

(2) 肝炎対策について

① 肝炎対策全般について

・ 肝炎対策の推進について

国内最大級の感染症である肝炎については、肝炎対策基本法や肝炎対策基本指針を踏まえ、肝がんや肝硬変といった重篤な疾患に移行する者を減少させることを目標として、①肝疾患治療の促進、②肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進、③地域における肝疾患診療連携体制の強化、④国民に対する正しい知識の普及啓発、⑤研究の推進の5本柱で肝炎総合対策を推進している。

各都道府県におかれては、同法や基本指針を踏まえ、数値目標を含んだ肝炎対策に関する計画等を策定した上で、管内市区町村、肝疾患診療連携拠点病院などの医療機関、患者団体などと協力して肝炎対策を推進されるようお願いしたい。

また、都道府県が設置する肝炎対策協議会については、平成30年度は全ての都道府県で開催いただいている。各都道府県におかれては、引き続き定期的で開催いただくようお願いしたい。

このほか、肝炎対策における自治体の取組状況を把握するため、肝炎対策に関する調査を毎年度実施している。各自治体にご協力をいただいた調査結果を集計・整理し、昨年12月に開催された第24回肝炎対策推進協議会に報告した。関係資料については、厚生労働省のホームページに掲載し、公表しているので、参照していただきたい。

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08387.html)

各自治体におかれては、肝炎対策に関する調査を始めとして、今後も肝炎対策に係る種々の依頼をさせていただく予定であり、その際にはご協力をお願いしたい。

・ 令和2年度肝炎対策予算案について

令和2年度の肝炎対策予算案については、肝炎対策を総合的に推進するために必要な予算として、約173億円を計上しており、昨年度予算とほぼ同額となっている。

主な項目としては、

- ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に必要な経費として昨年度ほぼ同額を計上、
- ・ 初回精密検査について、新たに妊婦健診、手術前検査における陽性者を助成対象とするために必要な経費を計上

都道府県の肝炎対策に係る計画や目標の策定状況（平成30年度）

○全ての都道府県で肝炎対策に係る計画や目標を策定しており、達成状況を毎年度把握している都道府県が増加している。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年6月30日改正）

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

（1）基本的な考え方

（前略）なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。

	数値目標を定めている	数値目標以外の目標 を定めている	目標を定めていない
都道府県（47）	42（42）	5（5）	0（0）

※括弧内はH29年度

	目標等の達成状況の把握		
	毎年度把握	目標改定年度把握	把握していない
都道府県（47）	35（32）	10（12）	2（3）

※括弧内はH29年度

「令和元年度肝炎対策に関する調査（調査対象H30.4.1～H31.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

令和2年度 肝炎対策予算案の概要

令和2年度予算案 173億円（令和元年度予算額 173億円）

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

89億円（89億円）

- ウイルス性肝炎に係る医療の推進
 - ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。
- 肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援
 - ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、**患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療に係るガイドラインの作成など、治療研究を促進するための支援を実施する。**

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

40億円（40億円）

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。
- ② 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行う。また、**新たに、妊婦健診、手術前検査における陽性者を初回精密検査の助成対象とすることにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。**

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

6億円（6億円）

- 地域における肝疾患診療連携体制の強化
 - ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。
- 肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化
 - ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図る。
 - ・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円（2億円）

- 肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進
 - ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

36億円（36億円）

- ・ 「肝炎研究10年戦略」を踏まえ、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発等を目指した実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。特に **B型肝炎の新たな治療薬の開発を進めるとともに、C型肝炎治療後の病態及び経過に関する研究を開始する。**

（参考）B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,187億円（572億円）

している。

引き続き、各自治体におかれては、新規・既存事業を含めた肝炎対策の推進に必要な財源の確保について、特段のご配慮をお願いしたい。

② 肝炎治療特別促進事業（医療費助成）について

本事業においては、C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療や、B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で保険適用になっているものを対象医療としており、当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等についても、医療費助成の対象としているところなので、ご活用いただきたい。

本事業による医療費助成については、対象者に対して医療機関からご説明をいただく等、周知をしていただいているところであるが、関係機関等とも連携して、引き続きの取組をお願いしたい。

肝炎治療促進のための環境整備

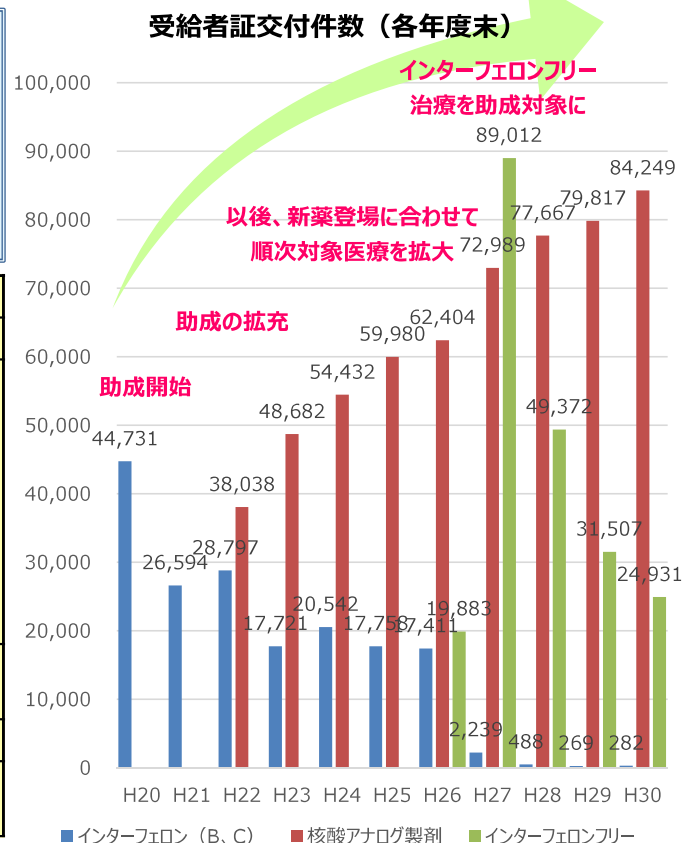
肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン＋リバビリン併用 ・ペグインターフェロン＋リバビリン＋プロテアーゼ阻害剤の3剤併用 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療
自己負担限度月額	原則1万円（ただし、上位所得階層については2万円）
財源負担	国：地方＝1：1
令和2年度予算案	75億円

（平成30年度改正点）

- ・核酸アナログ製剤治療の更新申請を簡素化
- ・B型慢性肝疾患に対するインターフェロン治療の助成回数を変更（ペグインターフェロン 1回→2回）



肝炎治療特別促進事業における検査費用について

●対象医療：

- ・C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの。
- ・当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等（当該治療と無関係な治療は助成の対象としない。）

※本事業における助成対象医療（特に検査）の適用範囲について

以下に記載した考え方を参考に、個別の事例については各都道府県で判断されたい。なお、いずれの場合においても、保険適用となっているものが対象である。

- ・検査（血液検査、画像検査等）については、それが受給者証記載の有効期間内に実施されたものであって、抗ウイルス治療を行うために必要又は関連のある検査であること。これに加えて、抗ウイルス治療開始前に行われた検査については、当該検査の実施後に抗ウイルス治療が実施されていること。
- ・抗ウイルス治療の副作用に対する検査及び治療については、それが受給者証記載の有効期間内に実施されたものであって、助成対象治療を継続するために（中止するのを防ぐために）真に必要なものであること。ただし、副作用等により抗ウイルス治療を中止した場合、以降の検査及び副作用の治療に係る費用は助成対象とならない。
- ・診療報酬については、それが受給者証記載の有効期間内に実施されたものであって、抗ウイルス治療を行うために直接的に必要と判断される治療や検査等に伴って算定されるものであること。

③ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業は、B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進する事業である。

本事業は、都道府県を実施主体として平成30年12月から開始しているが、事業の利用が見込みを下回っている状況にある。

助成を必要とする患者が円滑に事業を利用できるよう、下記について、引き続きご協力いただくようお願いする。

・事業の周知について

本事業の利用促進を図るためには、事業の周知が重要であるため、関係機関とも連携して、患者や医療機関等に対して引き続き事業の周知に取り組んでいただきたい。

本年1月には、事業を周知するためのポスター及びリーフレットを作成・印刷し、各都道府県に送付させていただいた。各都道府県におかれては、庁舎など関係機関への掲示や、管内の指定医療機関を含めた肝炎医療に関わる幅広い医療機関に本ポスター及びリーフレットを配布いただき、本事業の更なる周知にご協力いただきたい。

なお、ポスター及びリーフレットについては、厚生労働省ホームページに電子媒体を掲載しているので、ご活用いただきたい。

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kanen/kangan/index.html)

・運用の弾力化について

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の一部改正について（令和元年12月16日付け健発1216第1号）並びに「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正について（令和元年12月16日付け健肝発1216第1号）により、本年1月から、指定医療機関の確保を図り、助成を必要とする患者が円滑に事業を利用できるよう、運用の弾力化を実施している。具体的には、対象患者の認定（参加者証の交付）の要件となる3月の入院について指定医療機関以外での医療機関での入院を可能とするものである。各都道府県におかれては、運用の弾力化の着実な実施にご協力いただくようお願いする。

・指定医療機関の確保について

本事業は、患者の入院医療費の負担軽減を図るものであり、助成を受けるには、参加者証の取得に必要な臨床調査個人票の記載並びに医療費助成の対象となる

肝がん・重度肝硬変研究及び肝がん・重度肝硬変患者への支援

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

令和元年度予算額 14億円 → 令和2年度予算案 14億円

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施（平成30年12月開始）

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変に関する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者で、指定医療機関作成の臨床調査個人票及び研究への同意書を基に参加者証の交付を受けた者 (所得制限: 年収約370万円以下を対象)
対象医療	指定医療機関における肝がん・重度肝硬変の入院医療で、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上の場合に、4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。
自己負担月額	1万円
財源負担	国 1/2 地方 1/2

○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定及び助成の実績について

月別実績

(令和元年12月末日現在集計)

	平成30年 12月	平成31年 1月	平成31年 2月	平成31年 3月	平成31年 4月	令和元年 5月	令和元年 6月	令和元年 7月	令和元年 8月	令和元年 9月	令和元年 10月	累計 (令和元年 10月まで)
認定(※1)	1	28	22	41	48	33	44	33	27	27	33	337
助成(※2)	23	38	41	58	58	47	67	65	65	69	54	585

※1: 当該月に参加者証が発行された件数

※2: 当該月分の医療費の助成を受けた人数

(参考)都道府県における認定の状況

1. 認定が進んでいる都道府県

石川県(23件)、大分県(23件)、新潟県(21件)、兵庫県(20件)、東京都(18件)、山口県(15件)、長崎県(14件)、熊本県(13件)

2. 認定がなされてない都道府県

茨城県、栃木県、長野県、沖縄県

入院４月目の入院医療は各都道府県が指定する指定医療機関で行われる必要がある。入院記録票の確認時などに指定医療機関以外の医療機関で入院医療が行われていることを都道府県が把握した段階で、当該医療機関に対して個別に指定の働きかけを行っていただき、指定医療機関の確保を推進していただきたい。患者が身近な地域で支援が受けられるよう可能な限り多くの医療機関の指定に向け、引き続きご協力・ご尽力をいただくようお願いする。

また、各都道府県が指定医療機関を指定した際は、本事業の実務上の取扱いにおいて厚生労働大臣に報告することとなっており、報告を受けた内容を肝炎医療ナビゲーションシステム (<https://kan-navi.ncgm.go.jp/index-s.html>) に掲載することとしている。指定医療機関の全国の情報が一覧となっているものであり、各都道府県の指定状況としての取扱いとなっていることから、掲載されている情報を随時確認していただき、指定を行った内容と異なる場合は速やかにご報告いただけるようお願いする。

・実態把握と事業の見直しの検討について

厚生労働省においては、事業の実施状況や肝がん・重度肝硬変に係る医療の状況などに関する実態調査を行っているところであり、その結果を踏まえ、必要な見直しについて検討を行うこととし、年度内を目途に一定の方向性を出せないか検討しているので、ご留意願いたい。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の周知用ポスター・リーフレット

ポスター

B型・C型肝炎ウイルスが原因の

肝がん・重度肝硬変で入院した場合には、医療費の助成が受けられます

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変で入院された場合には、医療費の助成が受けられます。助成を受けるまでの流れは以下のとおりですが、助成を受けるには条件があります。助成の条件など詳しくは、お住まいの都道府県までお問い合わせください。

「助成」を受けるための3つのステップ

STEP 1

「肝がん・重度肝硬変で入院」

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変での入院が該当します。

STEP 2

「参加者証の取得」

指定医療機関に「臨床調査個人票」(045番)を記載してもらい、同意書欄に署名したものを申請書に添付して、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。

STEP 3

「医療費の助成」

「参加者証」を指定医療機関に提示したら、医療費の助成を受けることができます。なお、助成を受けるには、収入などに関する条件があります。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の周知用ポスター・リーフレット
全国の指定医療機関で配布中です。



リーフレット

(表)

B型・C型肝炎ウイルスが原因の

「肝がん」や「重度肝硬変」で入院した場合には、医療費の助成が受けられます

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変で入院された場合には、医療費の助成が受けられます。助成には下記の条件がありますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

□ 条件1 「肝がん・重度肝硬変で入院」

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院治療を受けることが条件となります。入院をされたら、まずお住まいの都道府県または医療機関の窓口などにお問い合わせください。また、医療費の助成を受ける際に必要となる「入院記録票」を医療機関に記録してもらってください。

□ 条件2 「一定額以上を窓口で負担」

入院による医療費の自己負担額が当該医療費の基準額を超える必要があります。

□ 条件3 「参加者証の取得」

条件1、2を満たす12月のうち3月で満たした場合、指定医療機関に「臨床調査個人票」を記載してもらってください。入院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、指定医療機関を紹介してもらうなどしてください。「入院記録票」、指定医療機関の個人票などを用意し、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。なお、「参加者証」の交付を受けるには、このほか収入などに関する条件があります。

□ 条件4 「医療費の助成」

条件1～3を満たした上で、過去12月で4月1日以後となる入院医療費を指定医療機関で受けた場合、医療費の助成を受けることができます。

裏面に「参加者証」の申請に必要な書類の一覧を記載しています。

(裏)

「参加者証」の申請に必要な書類

● 申請される方が70歳未満の場合

- ☐ 臨床調査個人票と同意書
- ☐ 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し
- ☐ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- ☐ 申請される方の住民票の写し
- ☐ 入院記録票の写し

● 申請される方が70歳以上75歳未満の場合

- ☐ 臨床調査個人票と同意書
- ☐ 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証と高齢受給者証の写し
- ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- ☐ 所得区分が「一般」にあたる場合は、申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書
- ☐ 申請される方の住民票の写しただし、所得区分が「一般」にあたる者は、申請者および申請者と同一の世帯に属するすべての方についての記載のある住民票の写し
- ☐ 入院記録票の写し

● 申請される方が75歳以上の場合

- ☐ 臨床調査個人票と同意書
- ☐ 申請される方の氏名が記載された後期高齢者医療被保険者証の写し
- ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証の写しただし、所得区分が「一般」にあたる者を除く
- ☐ 所得区分が「一般」にあたる場合は、申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書
- ☐ 申請される方の住民票の写しただし、所得区分が「一般」にあたる者は、申請者および申請者と同一の世帯に属するすべての方についての記載のある住民票の写し
- ☐ 入院記録票の写し

※記載している書類は一般的なものでありますので、あらかじめ都道府県にご確認ください。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の今後の取組について

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するという制度の趣旨を踏まえ、本来助成を受けるべき患者が円滑に制度につながるよう、以下の取組を進める。

1. 事業の周知

患者や医療機関等に対し、引き続き、事業の周知を図る。

2. 運用の弾力化

指定医療機関の確保を図り、助成の必要な患者が円滑に制度につながるよう、運用の弾力化を実施。(令和2年1月1日施行)

具体的には、対象患者の認定(参加者証の交付)の要件となる3月の入院について指定医療機関以外の医療機関での入院を可能とする。(参加者証の交付を申請した患者が入院している医療機関が指定医療機関ではない場合には、個別に指定申請の働きかけを行う。)

3. 実態把握と事業の見直しの検討

事業の実施状況や肝がん・重度肝硬変に係る医療の状況などに関する実態調査を行い、その結果を踏まえ、事業の見直しの検討を行う。(年度末を目途に一定の方向性を出すべく検討)

④ 肝炎ウイルス検査について

ウイルス性肝炎は、感染してもほとんど自覚症状がないが、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといった重篤な疾患に進行するおそれがあることから、肝炎ウイルス検査の受検を推進している。地方自治体を実施主体とする肝炎ウイルス検査について、平成 29 年度の受検者数は B 型・C 型それぞれ約 100 万人となっている。なお、平成 29 年度に行った「肝炎ウイルス感染状況と感染後の長期経過に関する研究」（研究代表者：田中純子広島大学大学院医歯薬保健学研究科疫学・疾病制御学教授）による国民の受検率調査では、B 型肝炎ウイルス検査で 71.0%、C 型肝炎ウイルス検査で 61.6%と報告されている。

都道府県・市町村においては、肝炎ウイルス検査受検の利便性を高める取組として、他検査・検診と同時に肝炎ウイルス検査を実施する、医療機関への委託検査を実施する等の取組を行っていただいているが、引き続き、受検者の利便性の高い検査体制の整備に取り組んでいただこうお願いしたい。

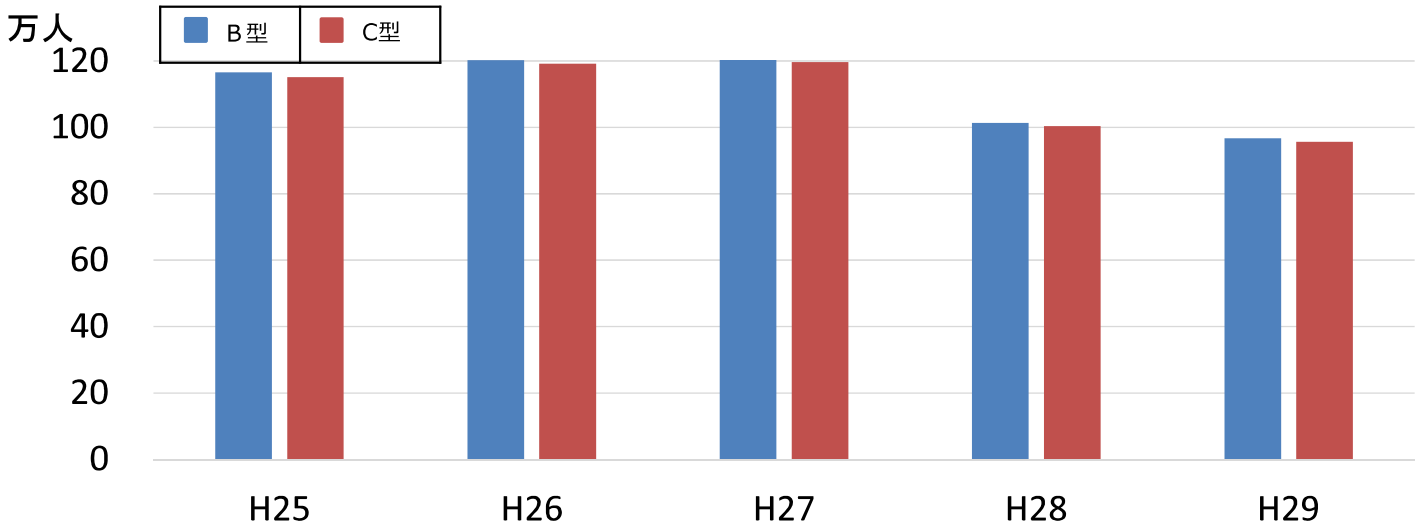
また、健康増進事業で市町村が実施する検査については、厚生労働省において、受検の個別勧奨を 40 歳以上の方に行っていただくことができるよう支援しているところであり、このような個別勧奨の取組を市町村で行っていただくとともに、都道府県におかれては市町村への支援・働きかけをお願いしたい。

さらに、肝炎ウイルス検査の更なる受検につなげるため、「知って、肝炎プロジェクト」において、大使・スペシャルサポーターによる知事・市長への表敬訪問を行っており、今後、知事・市長への表敬訪問をお願いさせていただく際には、是非ご協力をいただきたい。

職域での肝炎ウイルス検査の推進については、平成 29 年度よりウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業において職域検査促進事業を行っている。昨年度実施の都道府県は 15、保健所設置市は 5 となっており、未実施の都道府県等におかれては、事業の実施についてご検討いただこうお願いしたい。福岡県や愛知県においては、全国健康保険協会と連携し、受検勧奨のチラシを分かりやすくすること等により、職域における肝炎ウイルス検査受検者数・受検率の増加につながる取組を行っており、拠点病院間連絡協議会や肝炎対策地域ブロック戦略合同会議で共有されている。このような取組も参考にしていきたい。

地方自治体の肝炎ウイルス検査の受検者数

実施主体	事業名	受検可能な場所	対象者	H29年度実績
都道府県 保健所設置市 特別区	特定感染症検査等事業	保健所 委託医療機関	全年齢	B型:277,404人 C型:266,307人
市町村	健康増進事業	委託医療機関	40歳以上	B型:689,768人 C型:689,786人



B型	1,165,637	1,201,633	1,206,910	1,013,403	967,172
C型	1,151,063	1,191,633	1,196,077	1,003,032	956,093

「平成30年度特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

肝炎ウイルス検査の利便性を高める取り組み（平成30年度） 【特定感染症検査等事業】

- 平成30年度は、他の検査と同時に実施する都道府県等が増加している。
- その他の取組については、平成29年度とほぼ同様となっている。

※括弧内は（検査実施自治体数/自治体数）		出張型検査	他の検査と同時検査	職域健診時に同時検査	時間外に実施	その他
保健所実施	都道府県（47/47）	6	43	-	20	2
	保健所設置市（68/80）	3	60	-	20	3
	うち政令指定都市（15/20）	1	13	-	5	0
	特別区（13/23）	0	9	-	2	2
委託医療機関実施	都道府県（41/47）	11	5	8	8	11
	保健所設置市（56/80）	5	26	3	16	11
	うち政令指定都市（19/20）	2	11	1	6	2
	特別区（17/23）	0	8	0	10	2

「令和元年度肝炎対策に関する調査（調査対象H30.4.1～H31.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

市町村の肝炎ウイルス検診の利便性を高める取り組み（平成30年度） 【健康増進事業】

- 他の検査と同時検査が最も多く、1,580市区町村で実施している。
- 1,054市区町村が休日に肝炎ウイルス検診を実施している。

※括弧内は（検診実施自治体数/自治体数）	出張型検査	他の検査と同時検査	職域検診時の同時検査	時間外（夜間・土日祝）の実施	その他
市町村 (1,631/1,714)	135	1,559	86	1,042	75
うち保健所設置市 (53/80)	13	50	3	31	4
うち政令指定都市 (5/20)	1	4	1	2	2
特別区（23/23）	0	21	1	12	1
総数（1,646/1,737）	135	1,580	87	1,054	76

※高知県の奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村は中芸広域連合として回答

「令和元年度肝炎対策に関する調査（調査対象H30.4.1～H31.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

職域検査促進事業について（平成30年度）

- 平成29年度より職域検査促進事業を開始。平成30年度実施の都道府県は15、保健所設置市は5で、協会けんぽ等と連携して、職場の健診に合わせて行う肝炎ウイルス検査の受検を勧奨している。

※括弧内は実施している自治体数	連携先（複数回答あり）			
	協会けんぽ	健保組合	事業所	その他
都道府県数（15）	12	6	4	4
保健所設置市（5）	3	0	2	2

※括弧内は実施している自治体数	啓発方法（複数回答あり）		
	ポスター・リーフレット作成	イベント・セミナー・講演会等	その他
都道府県数（15）	12	8	8
保健所設置市（5）	3	0	3

「令和元年度肝炎対策に関する調査（調査対象H30.4.1～H31.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

検査申込書を簡便化し、問診票・検便キット等送付時に同封

H28年まで

被保険者の皆様

740語

肝炎ウイルス検査はお済みですか？

C型肝炎は、C型肝炎ウイルス（HCV）の感染によって起こる肝臓の病気です。肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれ自覚症状が現れにくいので、つい見過ごしてしまいがちですが、感染したまま放置すると、本人が気付かないうちに肝硬変や肝がんへと進展する場合がありますので、「早期発見・早期治療」を行うことが重要です。

協会けんぽでは、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない被保険者の方を対象に、生活習慣病予防健診と併せて肝炎ウイルス検査[※]を実施しています。HCVは、輸血や手術の経験がない方でも感染している可能性がありますので、積極的に受診されることをお勧めします。

詳しくは、生活習慣病予防健診の実施機関窓口にお気軽にお問い合わせください。

※ 検査は、C型と同時にB型の肝炎ウイルス検査も行っています。

対象者 次の1・2のどちらかに該当する方が受診できます。

- ① 協会けんぽの生活習慣病予防健診の一般健診を受診される方。
 - ② 協会けんぽの生活習慣病予防健診の一般健診を受診された方のうち、健診結果において、GPTの値が36U/l以上であった方。
- ※過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は受診できません。

検査費用 費用の70%を協会けんぽが補助します。

✓自己負担額は最高612円で受診できます。

申し込み方法

✓直接、健診機関の窓口へ提出してください。
(裏面に申込書になっています。)

C型及びB型肝炎に代表されるウイルス性肝炎は国内最大級の感染症ともいわれ、持続感染者は、C型が190万人～230万人、B型が110万人～140万人存在すると推定されています。肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性がありますので、まずは、検査を受けることが重要です。



平成29年度「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究」(研究代表者 是永匡紹)

協会けんぽにご加入の皆様へ

280語

肝炎ウイルス検査 (1/3減少) 実施のお知らせ

協会けんぽの健康診断では、生活習慣病予防健診と同時に、肝炎ウイルス検査を実施しております。

通常2,040円の検査が**612円で受けられます**ので、ぜひこの機会に受けてください。

(※) 過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は受診できません。

肝炎ウイルス検査 実施概要

検査費用：2,040円 → **612円**

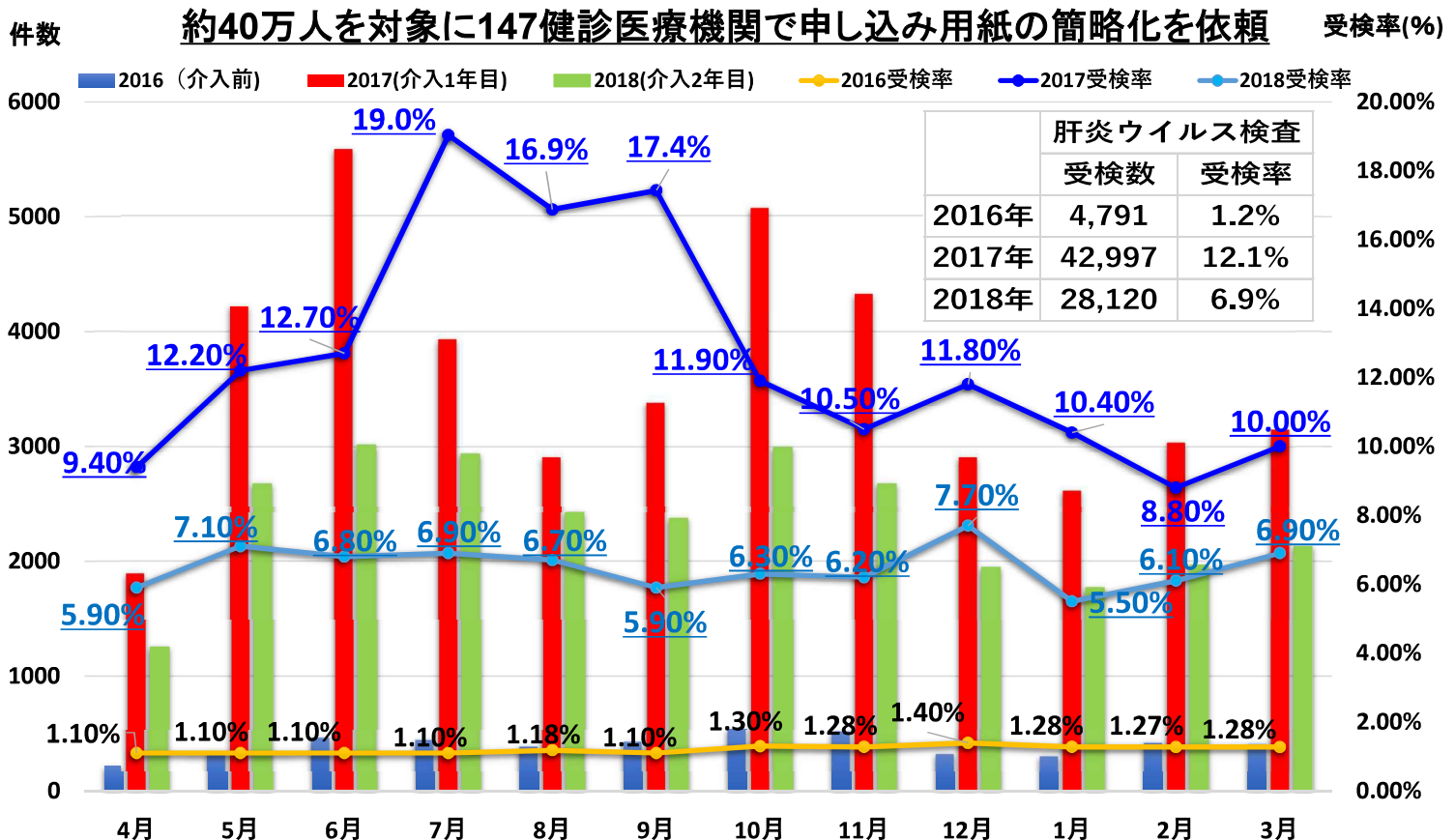
申込方法：裏面をご記入ください。

検査方法：
一般健診の採血の際に、同時に採血をします。
特別な検査は必要ありません。

検査を希望する方は、裏面をご記入の上、
一般健診受診の際に、受付にご提出ください。



協会けんぽ福岡支部における肝炎ウイルス検査受検勧奨のその後 ～介入前は1.2%→介入後12% 2年経過しても効果が持続～



令和元年度「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究」(研究代表者 是永匡紹)

協会けんぽ 愛知支部の受検勧奨チラシ

2018年4月より開始

字が多い！

被保険者の皆様 肝炎ウイルス検査は お済みですか？

C型肝炎は、C型肝炎ウイルス（HCV）の感染によって起こる肝臓の病気です。肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれ自覚症状が現れにくいので、つい見過ごしてしまいがちですが、感染したまま放置すると、本人が気付かないうちに肝硬変や肝がんへと進展する場合がありますので、「早期発見・早期治療」を行うことが重要です。

協会けんぽでは、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない被保険者の方を対象に、生活習慣病予防健診と併せて肝炎ウイルス検査を実施しています。HCVは、結核や手術の経験がない方でも感染している可能性がありますので、積極的に受診されることをお勧めします。

詳しくは、生活習慣病予防健診の実施機関窓口にお気軽にお問い合わせください。

※ 検査は、C型と同時にB型の肝炎ウイルス検査も行っています。

対象者 次の1・2のどちらかに該当する方が受診できます。

- ① 協会けんぽの生活習慣病予防健診の一般健診を受診される方。
- ② 協会けんぽの生活習慣病予防健診の一般健診を受診された方のうち、健診結果において、GPTの値が36U/l以上であった方。

※ 過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は受診できません。

検査費用 自費の70%を協会けんぽが補助します。

✓ 自己負担額は最高612円で受診できます。

申し込み方法

✓ 直接、健診機関の窓口へ提出してください。
(裏面が申込書になっています。)

C型及びB型肝炎に代表されるウイルス性肝炎は国内最大級の感染症ともいわれ、持続感染者は、C型が190万人～230万人、B型が110万人～140万人存在すると推定されています。肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性がありますので、まずは、検査を受けることが重要です。

全国健康保険協会
協会けんぽ



簡略化

協会けんぽにご加入の皆様へ

肝炎ウイルス検査 実施のお知らせ

協会けんぽの健康診断では、生活習慣病予防健診と同時に、肝炎ウイルス検査を実施しております。

通常2,040円の検査が612円で受けられますので、ぜひこの機会に受けてください。

(費用のお支払方法については、一般健診受診時に受付にてご確認ください。)

※過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は受診できません。

※黒田(バス)健診の場合、事前のお申込みが必要となります。

肝炎ウイルス検査 実施概要

検査費用: 2,040円 → 612円

申込方法: 裏面をご記入ください。

検査方法:
一般健診の採血の際に、同時に採血をします。
特別な検査はありません。

検査を希望する方は、裏面をご記入の上、
一般健診受診の際に、受付にご提出ください。

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

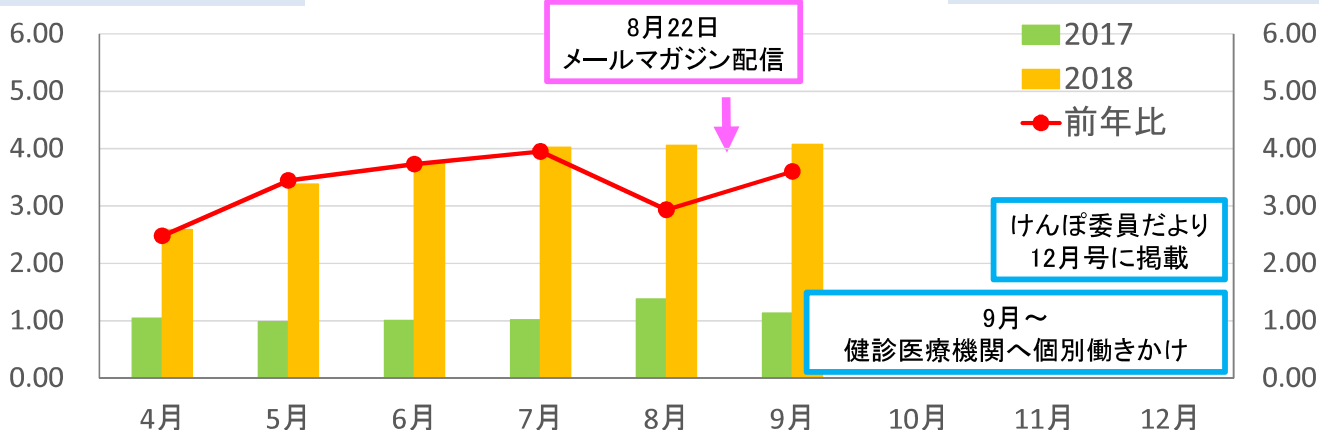
平成30年度「職域等も含めた肝炎ウイルス検査受検率向上と陽性者の効率的なフォローアップシステムの開発・実用化に向けた研究」(研究代表者 是永匡紹)
平成30年度第2回都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会 名古屋市立大学 井上貴子先生 発表資料(一部改変)

肝炎検査受検率の比較

受検勧奨チラシの簡略化を含めた職域検査促進事業により、2018年は2017年に比べ受検者数が増加

肝炎検査受検率(%)

肝炎検査受検率前年比(倍)



	2017			2018			肝炎検査 受検率前年比 (倍)
	肝炎検査対象者数 (健診受診者数)	肝炎検査 受検者数	肝炎検査 受検率	肝炎検査対象者数 (健診受診者数)	肝炎検査 受検者数	肝炎検査 受検率	
total	243,925	2,660	1.09	251,481	9,353	3.72	3.41

平成30年度第2回都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会
名古屋市立大学 井上貴子先生 発表資料(一部改変)

受検者数 3.4倍に増加！

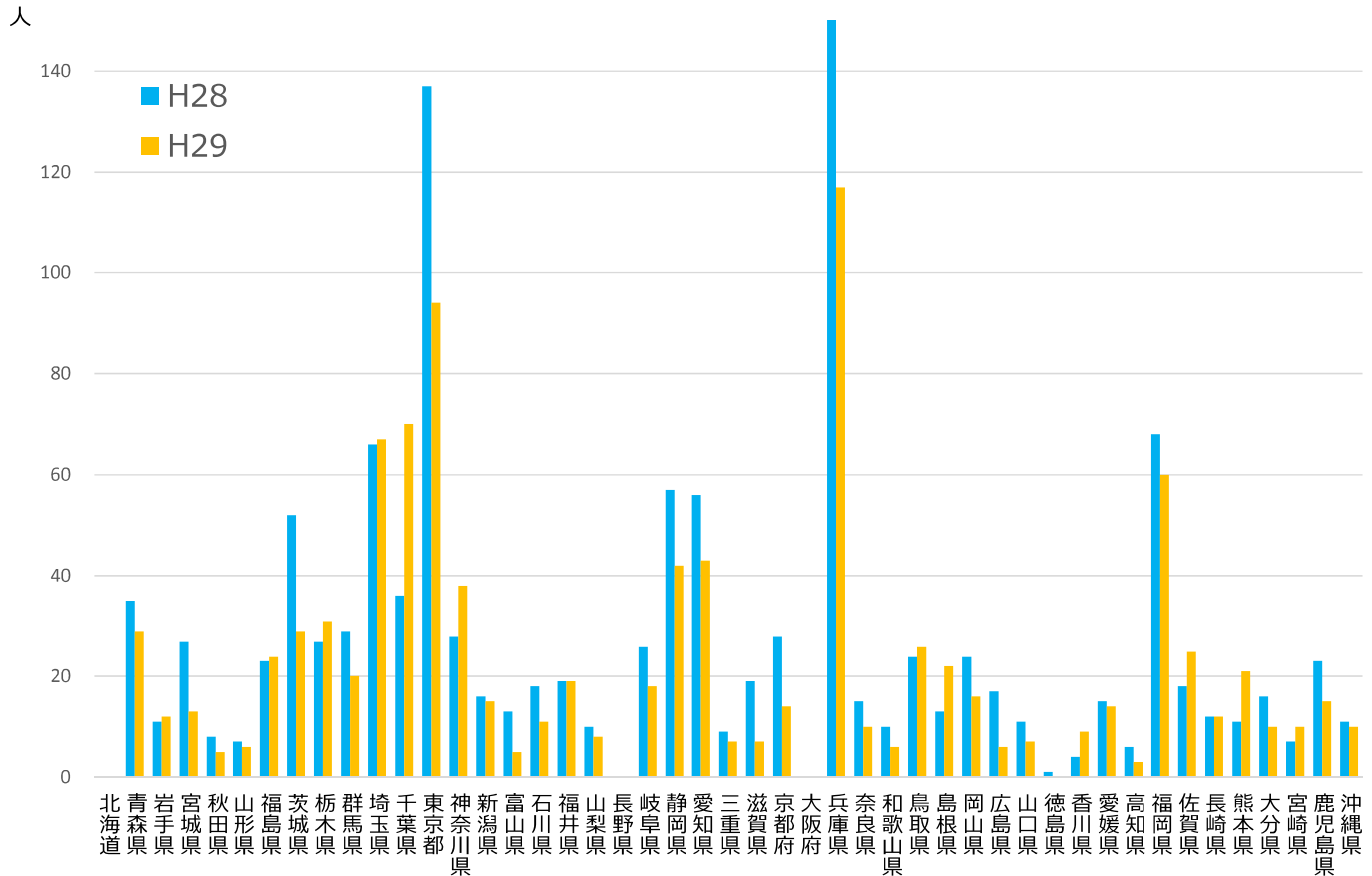
⑤ ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における初回精密検査・定期検査費用助成等について

初回精密検査費用助成については、平成 29 年度の受給者数（総数）が 1,026 人となっているが、都道府県別の差異が見られる。各都道府県においては、引き続き陽性者フォローアップの推進とともに、助成制度の更なる周知に取り組んでいただくようお願いしたい。

また、定期検査費用助成については、平成 29 年度の受給者数（総数）が 2,121 人となっているが、都道府県別の差異も見られており、引き続き助成制度の更なる周知に取り組んでいただくようお願いしたい。

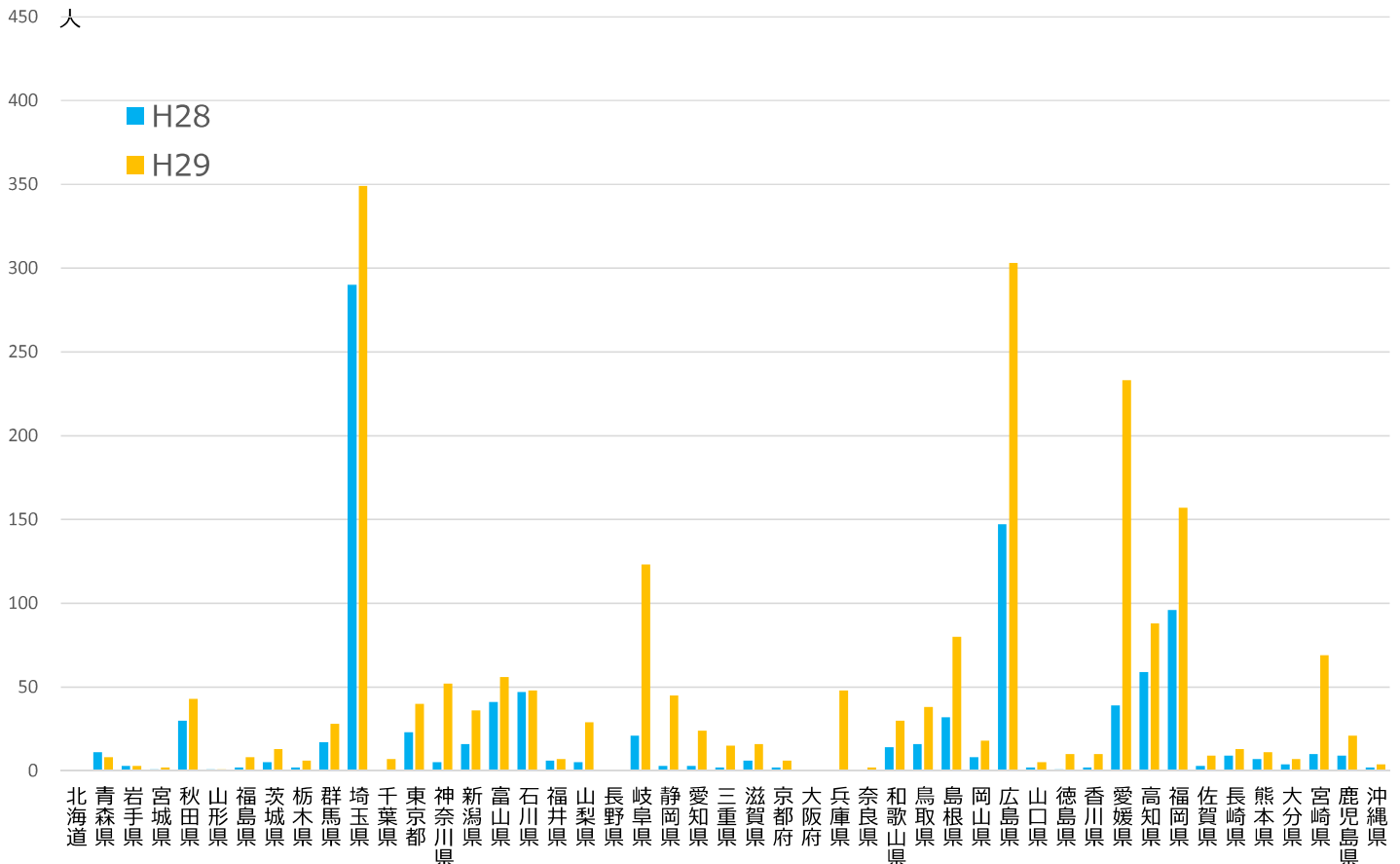
令和 2 年度予算案では、新たに、妊婦健診、手術前検査における肝炎ウイルス検査の陽性者を初回精密検査費用助成の対象とすることとしている。詳細については、検討中であるが、申請にあたって、肝炎ウイルス検査を受検したこと及び陽性と判定されたことを確認する書類については、妊婦健診では母子健康手帳の活用、手術前検査では診療明細書の活用を検討しているところである。今後、検討・整理ができ次第、別途お示しするが、都道府県におかれては、事業の積極的な実施をご検討いただきたい。

初回精密検査費用助成の受給者数（平成28,29年度）



「平成28年度特定感染症検査等事業実績報告」、「平成29年度特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

定期検査費用助成の受給者数（平成28,29年度）



「平成28年度特定感染症検査等事業実績報告」、「平成29年度特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

肝炎患者等の重症化予防推進事業について

令和元年度予算額 令和2年度予算案
21億円 → 21億円

事業概要

肝炎ウイルス検査を実施することにより陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げる。また、初回精密検査や定期検査費用の助成を行うことにより、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

補助先：都道府県、保健所設置市、特別区（初回精密検査、定期検査費用助成は都道府県のみ）
補助率：1/2

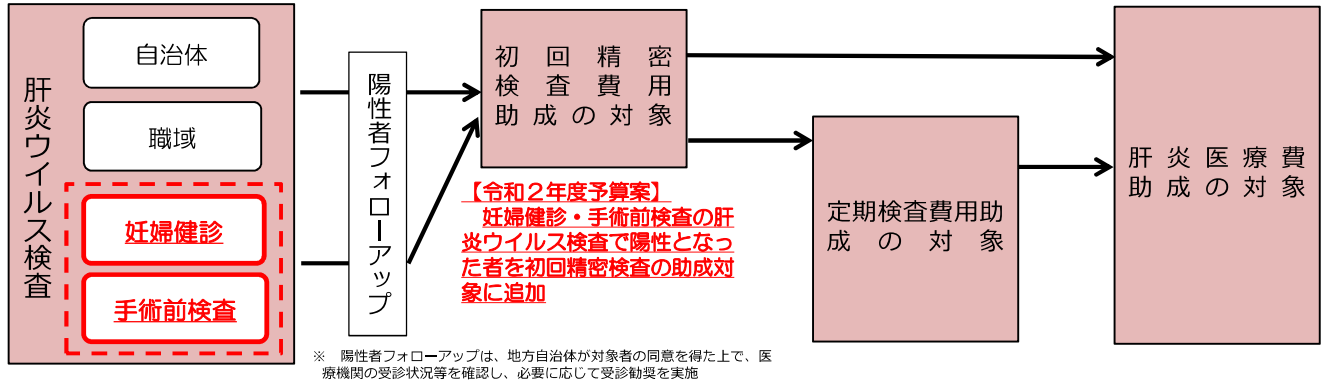
【初回精密検査費用の助成対象の拡大】

＜現行制度＞

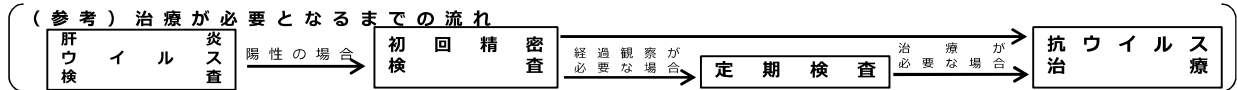
初回精密検査費用の助成は、①自治体検査で陽性となった者、②職域での検査で陽性となった者が対象。

＜助成対象の拡大＞

妊婦健診・手術前検査の肝炎ウイルス検査で陽性となった者を初回精密検査の助成対象とすることで、これまでカバーしきれていない層にアプローチするとともに、陽性者フォローアップを行い重症化予防を推進。



※ 陽性者フォローアップは、地方自治体が対象者の同意を得た上で、医療機関の受診状況等を確認し、必要に応じて受診勧奨を実施



初回精密検査費用の助成（令和2年4月改正予定）

概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に初回精密検査に結びつけ、慢性肝炎や肝硬変、肝がんへの重症化予防を図るため、初回精密検査費用の助成を行う。

事業内容

助成回数	1回
対象者	以下の要件に該当する者 ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険者 ・以下のいずれかで陽性と判定された者 ①ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診 ②職域における肝炎ウイルス検査 ③妊婦健診における肝炎ウイルス検査 ④手術前検査における肝炎ウイルス検査 ・陽性者のフォローアップに同意した者
自己負担額	自己負担なし
請求に必要な書類	①ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書 ※平成30年度より肝炎ウイルス検査の前又は後でフォローアップの同意取得が可能 ②職域健診における肝炎ウイルス検査を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書、職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書、必要な場合にフォローアップの同意書 （検討中） ③妊婦健診における肝炎ウイルス検査を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、妊婦健診により肝炎ウイルス検査を受検したこと及び陽性と判定されたことを確認できる書類（母子健康手帳の活用）、必要な場合にフォローアップの同意書 ④手術前検査における肝炎ウイルス検査を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、手術前検査を受検したこと並びに陽性と判定されたことを確認できる書類（手術前検査に係る診療明細書の活用）、必要な場合にフォローアップの同意書
対象医療	・初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用 ・検査項目 a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像） b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間） c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD） d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量） e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等） f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量） g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

⑥ 肝疾患診療体制等について

・肝疾患診療体制の整備について

肝疾患診療体制については、「肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について」（平成 29 年 3 月 31 日健発 0331 第 8 号）の通知等により、各都道府県において、良質かつ適切な肝炎医療が受けられるよう地域の医療機関における肝炎を中心とする肝疾患診療の向上、均てん化を図るため、専門医療機関及び拠点病院を整備し、これらの機関を拠点として、かかりつけ医との連携強化、地域の医療従事者の研修等の体制整備を進めていただいている。

専門医療機関については、同通知で、①肝臓専門医等による診断と治療方針の決定、②抗ウイルス療法の適切な実施、③肝がんの高危険群の同定と早期診断の適切な実施を必要的要件とさせていただき、平成 31 年 3 月時点で、全国で約 3000 の医療機関を選定いただいている。選定要件については、都道府県ごとに設定、運用していただいております、都道府県のご尽力により平成 30 年度は上記①～③の必要的要件のほか通知に定める任意的要件も含めた専門医療機関の全ての要件を満たしている都道府県が増加しているが、引き続き専門医療機関の全ての要件、特に上記①～③の必要的要件を満たしていただくようお願いするとともに、通知にもあるように、選定時のみならず以後も要件を満たしているかを定期的に確認していただくようお願いしたい。

また、拠点病院等においては、拠点病院等連絡協議会を開催していただいているが、肝疾患診療連携体制の強化を図るため、引き続き定期的に開催していただくようお願いしたい。

・肝炎医療コーディネーターの養成について

地域や職域で肝炎に関する普及啓発や受検・受診勧奨、相談支援等を担っていただく肝炎医療コーディネーターについては、平成 30 年度までに、医師等の医療機関職員、職域の関係者や行政機関職員など多くの職種で合計 16,543 名を養成いただいております、今年度までに全ての都道府県で養成いただいております。今後は、肝炎医療コーディネーターの質の担保、効果的な活動事例の集約などに取り組んでいきたいと考えているので、引き続きご協力をよろしくお願いしたい。

また、「肝炎ウイルス検査受検から受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究」（研究代表者：江口有一郎 佐賀大学医学部附属病院肝疾患センター特任教授・センター長）において、肝炎医療コーディネーターの活動・養成に関する支援資材が作成されており、下記 URL から各種資材のダウンロードが可能であるので、ご活用いただきたい。（URL：<https://kan-co.net>）

肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の状況（平成30年度）

	専門医療 機関を指定	指定要件を 定めている				
			厚労省の通知 に準拠	自治体独自で 基準を設定	要件を 満たしているかを 定期的に把握	要件を 満たしているかを 認定時のみに把握
都道府県 (47)	47 (47)	47 (47)	44 (41)	3 (6)	20 (16)	27 (31)

		都道府県
全ての要件を満たしている		39 (38)
満た してい ない 医療 機関 があ る	①専門的な知識を持つ医師による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が可能	3 (2)
	②インターフェロンなどの抗ウイルス療法が可能	2 (0)
	③肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能	5 (1)
	④学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っている	4 (2)
	⑤肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つ施設間連携によって対応できる体制を有する	4 (4)
	⑥かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等の体制を有する	3 (3)

（上記①～⑥のうち①～③が必要的要件。④～⑥は満たすことが望ましい要件。ただし、①については緩和措置有り。） ※括弧内はH29年度
「令和元年度肝炎対策に関する調査（調査対象H30.4.1～H31.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

拠点病院等連絡協議会の開催状況（平成30年度）

拠点病院等連絡協議会が開催された都道府県			44 (43)
開催回数（県内の合計）	1回		25 (24)
	2回		18 (17)
	3回以上		1 (2)
肝炎対策協議会と兼ねて開催			1 (2)

複数の拠点病院がある場合の開催状況（※複数の拠点病院がある都道府県は15）

拠点病院ごとに連携をとり開催	12 (11)
各拠点病院単独で開催	2 (2)

※括弧内はH29年度

「令和元年度肝炎対策に関する調査（調査対象H30.4.1～H31.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

肝炎医療コーディネーターなどの養成数

(人)

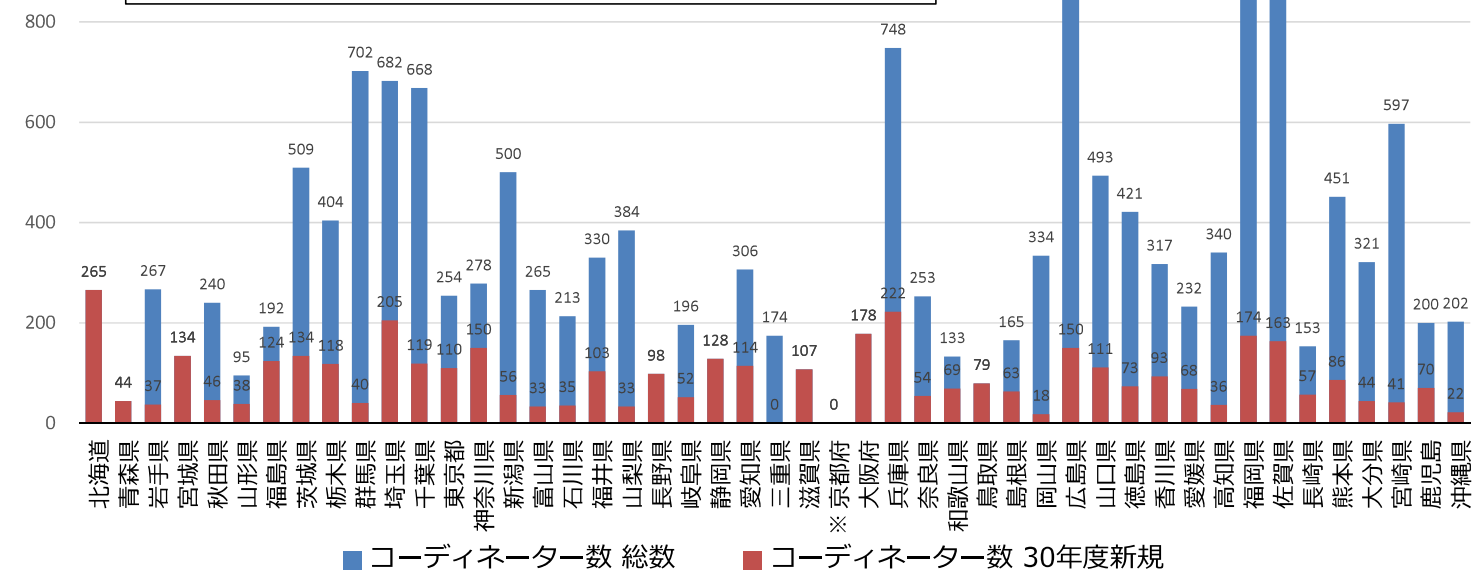
事業概要

都道府県は、市町村の保健師、地域の医療機関の看護師、職域の健康管理担当者などで、肝炎に関する情報の説明、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨などの支援を行う人材を養成する。

46都道府県で計16,543名の

肝炎医療コーディネーターなどを養成

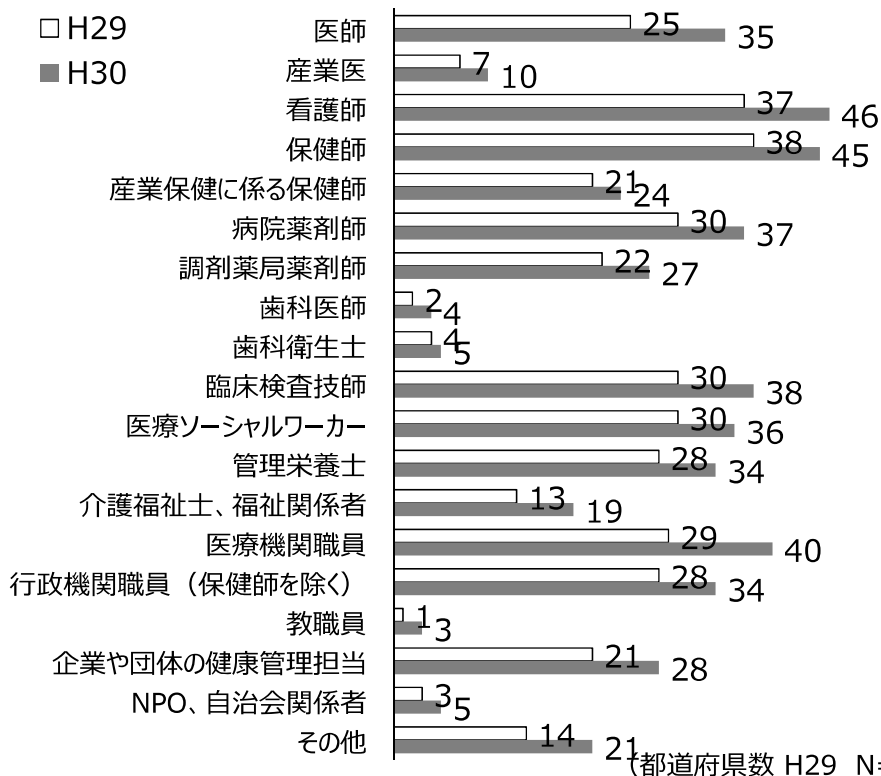
※京都府については、平成30年度に養成研修を行い、令和元年度に認定



「令和元年度肝炎対策に関する調査（調査対象H30.4.1～H31.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

肝炎医療コーディネーターの職種（平成30年度）

○肝炎医療コーディネーターの養成を行う都道府県の増加により、平成29年度より全体的に増加している。



（都道府県数 H29 N=39 H30 N=46）

患者の参画状況

コーディネーターとして養成 **20** (10)
研修会の講師 **14** (11)

（都道府県数）

※括弧内はH29年度

【参考】

肝炎医療コーディネーターの養成及び活動について
（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）抄

5. 肝炎医療コーディネーターの養成

（1）対象者

- 肝炎患者やその家族が肝炎医療コーディネーターとなり、当事者の視点で支援にあたることも有意義と考えられる。

（2）内容

- 肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。患者の権利擁護、差別や偏見の防止とともに、個人情報の取扱いについても理解する。必要に応じ、患者やその家族の話を直接聞く機会を設けることなども検討されたい。

「令和元年度肝炎対策に関する調査（調査対象H30.4.1～H31.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

肝炎医療コーディネーターの活動・養成に関する支援資材

全国のような地域やフィールドで活動する
肝炎医療コーディネーターの方々の活動支援資材

行政職員が肝炎医療コーディネーターの養成をどのよ
うに進めたらよいか、日常業務に密接に関係する具体
例を盛り込みながら説明するガイドブック



作成：「肝炎ウイルス検査受検から受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究」（研究代表者 江口有一郎先生）
上記を含め <https://kan-co.net> より各種資材のダウンロードが可能です。

⑦ 肝炎総合対策推進国民運動事業について

・ 肝炎ウイルス検査等の普及啓発の取組について

「知って、肝炎プロジェクト」における肝炎ウイルス検査等の普及啓発の取組については、各自治体の皆様のご協力をいただき、知事・市長への表敬訪問等を進めるとともに、都道府県の1つを集中広報県として、様々な啓発の取組を集中的に実施してきた。来年度も引き続き実施する予定であるので、各自治体におかれては、今後、表敬訪問や集中広報県をお願いさせていただく際には、是非ご協力をいただきたい。

また、「知って、肝炎プロジェクト」においては、各自治体が行う住民向けの健康関連啓発イベントとの連携を次年度からモデル的に進めていきたいと考えており、あらためてご連絡させていただくので、ご検討をお願いしたい。

・ 「知って、肝炎プロモーター」の応募について

「知って、肝炎プロジェクト」では、一昨年から、全国で養成されている肝炎医療コーディネーターの中から本プロジェクトに賛同し、従来の肝炎医療コーディネーターとしての活動に加え、「知って、肝炎プロジェクト」の情報発信と、肝炎医療コーディネーターの更なるPRを行う「知って、肝炎プロモーター」を募集している。登録いただいた方へは、「知って、肝炎プロモーター」の活動のための資材の提供を行うとともに、その活動を「知って、肝炎プロジェクト」のホームページでPRさせていただくこととしているので、本制度に積極的に応募いただけるよう、都道府県内の肝炎医療コーディネーターに対して、引き続き周知をお願いしたい。

肝炎総合対策推進国民運動事業の概要

概要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」(平成23年5月16日制定、平成28年6月30日改正)に基づき(※)、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進するもの。**

(※) 基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向 (5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発」において、『肝炎ウイルスは感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付かずに、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つための更なる普及啓発に取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| 1. 広報戦略の策定 | 5. パートナー企業・団体との活動 |
| 2. 情報発信(メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用) | 6. 広報技術支援(行政の広報施策のサポート) |
| 3. イベントの実施(日本肝炎デー関連イベント、地方自治体の支援) | 7. 国民運動の効果検証 |
| 4. スペシャルサポーターの任命、活動 | 8. 運営事務局の設置 |

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点的に訴求(全ての国民が一度は受検する必要がある『**肝炎ウイルス検査**』の積極推進)

政策課題解決型の戦略的広報の展開

[令和元年度の主な活動]

(1) 全体イベントの実施

- ・実行委員会開催(第1回5/21 第2回11/12 今後第3回開催予定)
- ・8/1「知って、肝炎プロジェクト ミーティング2019」開催

(2) 自治体・関係団体向けの啓発活動

- ・青森県における肝炎集中広報の実施予定
 - ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への表敬訪問の実施
- [令和2年1月14日現在、38都道府県、26市町村、4団体を訪問]
(平成26年8月からの累計)

(3) メディア等による啓発

- ・WEB、スポーツ紙等による啓発展開
- ・ポスター等の作成
- ・新啓発動画を作成

(4) その他

- ・「知って、肝炎プロジェクト」名義等の活用
- ・パートナー企業との取組み強化(資料の提供、会議開催等)
- ・肝炎医療コーディネーターの支援(知って、肝炎プロモーター)

知って、肝炎プロジェクト 大使・スペシャルサポーター

「知って、肝炎プロジェクト」においては、杉特別参与や大使・スペシャルサポーターのご協力を得て、日本肝炎デーに合わせた全体イベントや、首長訪問による啓発活動等を実施。



特別参与 杉 良太郎
特別大使 伍代 夏子
広報大使 徳光 和夫
肝炎対策大使 小室 哲哉
スペシャルサポーター

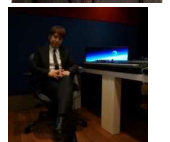
石川ひとみ	清水 宏保	平松 政次
石田 純一	瀬川 瑛子	堀内 孝雄
岩本 輝雄	SOLIDEMO	的場 浩司
W-inds.	高橋 みなみ	山川 豊
上原 多香子	田辺 靖雄	山本 譲二
AKB48グループ	豊田 陽平	
EXILE	夏川 りみ	
小橋 建太	仁志 敏久	
コロクケ	乃木坂46	
島谷 ひとみ		

※五十音順(敬称略)
R1年7月時点

■ 全体イベントの開催



■ 首長訪問による啓発活動



知って、肝炎プロジェクト 地方自治体、関係団体 表敬訪問実績 (2020年1月14日現在 38都道府県、26市町村、4団体)



知って、肝炎プロモーターについて

知って、肝炎

全国で養成されている肝炎医療コーディネーターの中から「知って、肝炎プロジェクト」の活動への賛同者を募集し、従来の肝炎医療コーディネーターとしての活動に加え、「知って、肝炎プロジェクト」の情報発信者となり、また、肝炎医療コーディネーターの更なるPRを推進するもの。



提供：肝炎情報センター

肝炎医療コーディネーター

登録



ベースにあるのは、 肝炎医療コーディネーターの活動



肝炎医療コーディネーター
の活動に有効な資料の提供等

知って、肝炎プロジェクト
の情報発信



[知って、肝炎プロモーター]

[知って、肝炎プロジェクト]



知って、肝炎プロモーターに登録することで、
普及啓発活動等の支援や更なるPRにつながる。

※「肝炎医療コーディネーター」とは

身近な地域、職域、病院等に配置され、所属する領域にて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報の提供、肝炎への理解と浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診勧奨、制度の説明など患者等をサポートし、肝炎医療を適切に促進するよう調整する役割を担う。

○「知って、肝炎プロモーター」になるための条件について

各都道府県で認定されている肝炎医療コーディネーターの方であれば、お申し込みいただける。なお、お申し込みの際に肝炎医療コーディネーターであることについての書類（例：認定証の写し）が必要。また、年1回の活動報告を行っていただく。

○「知って、肝炎」HP (<http://www.kanen.org/>) にて、申し込み受付中。

⑧ B型肝炎給付金制度の周知・広報について

B型肝炎訴訟については、平成 23 年 6 月に国と原告団、弁護団との間で締結された「基本合意書」及び平成 24 年 1 月に施行された「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、和解手続及び給付金等の支給が行われている。

給付金を受けるためには、令和 4 年 1 月 12 日までに提訴していただく必要があり、本給付金の対象者は推計 40 万人以上とされているが、令和元年 12 月末時点までの本給付金に係る提訴者数は約 7 万 4 千人となっている。

厚生労働省としては、できるだけ多くの対象者が救済されるよう、本給付金について、引き続き広く国民に周知を図っていくとともに、肝疾患治療の現場においてもB型肝炎患者・感染者に対する周知が一層進むよう取り組んでいる。

今年度においても、本給付金制度の更なる周知を目的として、ポスター及びリーフレットを各都道府県、保健所設置市及び特別区に配布するので、以下のとおり、それらを活用した本給付金制度の周知にご協力いただくようお願いする。

- 1 都道府県においては、ポスター・リーフレットを管内の市町村、保健所、その他の公共施設等に送付し、庁舎内や出先機関等での掲示、配布を依頼いただくとともに、都道府県、保健所設置市及び特別区においては、ポスター・リーフレットの庁舎内や保健所、出先機関、公共施設等での掲示、配布や広報誌等へ掲載をするなど、様々な機会を通じて本給付金制度の広報に取り組んでいただくようお願いする。
- 2 都道府県、保健所設置市及び特別区においては、肝炎検査の陽性者フォローアップ事業の実施や、肝疾患患者に対する医療費助成等の機会を捉えて、管内の保健所等において、以下のような取組を実施いただくよう、併せてお願いする。
 - ① 肝炎検査の陽性者フォローアップ事業の実施や医療費助成の手続きなどの際に、B型肝炎患者・感染者に対してリーフレットを直接配布すること
 - ② B型肝炎患者への医療費助成のための申請書や受給者証の郵送の際に、リーフレットを同封すること。
 - ③ 都道府県においては、管内の市町村が肝炎検査の陽性者フォローアップ事業を実施する際、①と同様の取組を行うよう、市町村に依頼すること。

なお、無症候性キャリア（除斥期間経過）の方には、給付金 50 万円に加え、毎年、定期検査費等が支払われるとともに、その後、B型肝炎ウイルスに起因して病態が進展した場合には、提訴によらず、社会保険診療報酬支払基金に直接請求して、追加給付金を受けることも可能となるので、周知の取組へのご協力をお願いしたい。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。(平成24年1月施行。平成28年に5年延長等の改正法(5月20日公布・8月1日施行))

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。※給付金等を受けるためには提訴する必要がある。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

(1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金：

① 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	② 除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変(重度)	900万円
③ 肝硬変(軽度)	2,500万円	④ 除斥期間が経過した肝硬変(軽度)	600万円(300万円*)
⑤ 慢性B型肝炎	1,250万円	⑥ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎	300万円(150万円*)
⑦ 無症候性持続感染者	600万円	⑧ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円

※ この他、訴訟手当金として、弁護士費用(給付金の4%)、検査費用を支給。

※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。
※ 下線は法改正により追加された病態。

* 現に罹患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額

- (2) 追加給付金：(1)の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額(②、④、⑥及び⑧は全額)を支給他に、⑧については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

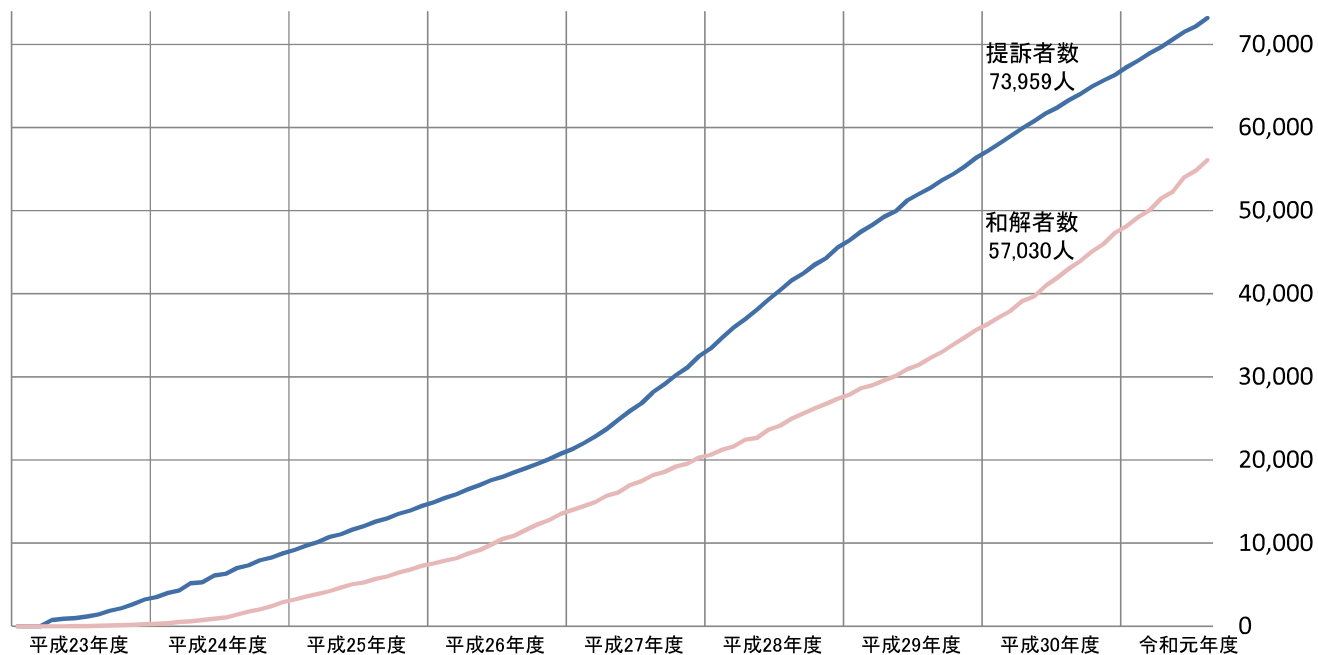
3. 請求期限

- ・令和4年1月12日までに提訴(和解日等から1か月以内に請求)
- ・なお、追加給付金は、病態が進展したことを知った日から3年以内に請求(新規の提訴は不要)
- 定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求(新規の提訴は不要)

4. 費用及び財源

- ・社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- ・政府は、平成24年度から平成33年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保(法附則)。

B型肝炎訴訟提訴者数及び和解者数の推移(累計) (令和元年12月末時点)



	H25年 11月	H26年 1月	H26年 3月	H26年 5月	H26年 7月	H26年 9月	H26年 11月	H27年 1月	H27年 3月	H27年 5月	H27年 7月	H27年 9月	H27年 11月	H28年 1月	H28年 3月	H28年 5月	H28年 7月	H28年 9月	H28年 11月	H29年 1月	H29年 3月
提訴者数	12,583	13,530	14,496	15,456	16,467	17,587	18,509	19,537	20,744	22,041	23,732	25,867	28,127	30,191	32,482	34,716	36,948	39,284	41,606	43,487	45,562
和解者数	5,710	6,490	7,270	7,900	8,748	9,819	10,878	12,239	13,525	14,447	15,691	16,976	18,174	19,191	20,317	21,249	22,453	23,643	24,960	26,206	27,375

	H29年 5月	H29年 7月	H29年 9月	H29年 11月	H30年 1月	H30年 3月	H30年 5月	H30年 7月	H30年 9月	H30年 11月	H31年 1月	H31年 3月	H31年 4月	R01年 5月	R01年 6月	R01年 7月	R01年 8月	R01年 9月	R01年 10月	R01年 11月	R01年 12月
提訴者数	47,447	49,263	51,217	52,741	54,402	56,376	58,068	59,924	61,684	63,281	64,909	66,342	67,258	68,028	68,940	69,685	70,596	71,504	72,163	73,165	73,959
和解者数	28,629	29,572	30,919	32,271	33,879	35,650	37,199	39,139	40,973	42,998	45,077	47,316	48,121	49,192	50,048	51,463	52,272	54,013	54,813	56,071	57,030

- 3 本給付金を受けるには、国を被告として提訴していただき、裁判所の仲介の下、和解協議を行うことが必要となる。

このような提訴の手続きや提訴に必要な書類について分かりやすく説明するため、厚生労働省では、B型肝炎訴訟相談窓口を設置するとともに、「B型肝炎訴訟の手引き」などをホームページに掲載しているので、問い合わせがあった際にご紹介いただくなど、適宜ご活用いただきたい。

B型肝炎訴訟相談窓口：03-3595-2252

厚生労働省ホームページ「B型肝炎訴訟について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/b-kanen/index.html

B型肝炎特別措置法に係るポスター及びリーフレットの配布

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、満7歳になるまでに、集団予防接種を受けたことがある方へ。



上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用でB型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、給付金等が支給される場合があります。

詳しくは 厚生労働省ホームページ B型肝炎訴訟 検索

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。

感染しているかどうかを調べるために肝炎ウイルス検査を受けましょう。採血だけなので短時間で終わります。詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

厚生労働省 電話相談窓口
[年末年始を除く] 平日9:00～17:00
03-3595-2252

厚生労働省 日本医師会

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています(最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります)。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
 - ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
 - ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方
 - ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

主な給付金等の内容※1

※1 下記の病態区分に応じ、訴訟手当金や定期検査費用等が支給されます。

死亡・肝がん・肝硬変(重症)	3,600万円	20年を経過した方については、死亡・肝がん・肝硬変(重症)	800万円
肝硬変(軽度)	2,500万円	肝硬変(軽度)	600万円(300万円)
慢性肝炎	1,250万円	慢性肝炎	300万円(150万円)
第2慢性キャリア※2	50万円	第2慢性キャリア※2	50万円

※2 20年を経過していない方については、600万円

給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

詳しくは

厚生労働省ホームページ B型肝炎訴訟 検索

※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。(手続を弁護士に依頼し、和解が成立した場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。)弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。

B型肝炎訴訟に関する資料、問い合わせ先

<訴訟(和解手続等)に関する照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

電話相談窓口：03-3595-2252(直通)

受付時間：午前9時から午後5時まで

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

B型肝炎訴訟の手引き(第5版)

ご自身での提訴を考えている方へ(説明編・提出編)

内容：提訴時に必要な証拠書類の収集方法(説明編)

提出書類の様式集、訴状見本(提出編)

(医療機関向け)覚書診断書作成にあたってのお願い(提出編) など

B型肝炎訴訟の手引き

<第5版>

ご自身での提訴を考えている方へ(提出編)

～はじめに～
この手引きは、主にご自身での提訴を考えている方に向けて、B型肝炎訴訟の和解手続の進め方や必要な証拠書類の収集方法等についてまとめたものです。
[B型肝炎訴訟の手引き]と題してまとめた手引き(「説明編」)と併せてご参照ください。
この手引きに掲載されている各書類を証拠書類として提出される際には、厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html) からダウンロードしてご利用ください。この手引きの各ページをそのまま使用することは出来ませんので、ご注意ください。

平成29年10月

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

<和解後の給付金等の請求手続に関する照会先>

社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口

電話：0120-918-027(直通)

受付時間：午前9時から午後5時まで

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

社会保険診療報酬支払基金ホームページ

<https://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/kanen/index.html>